

# 高松市保育実習・教育実習受入要領

高松市こども保育教育課

地域における幼児保育及び幼児教育を担う保育士、保育教諭及び幼稚園教諭の養成を図るため、高松市が運営する保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園において実施する実習に関する実習生の受入れについて、次のとおり必要な事項を定める。

## 1 受入施設

高松市が運営する保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園

## 2 対象者

- (1) 保育士資格取得のために必要な保育実習を行う指定保育士養成施設の学生
- (2) 幼稚園教諭免許状取得のために必要な教育実習を行う養成施設の学生

## 3 実習内容

- (1) 保育士資格の取得を目的に保育所・認定こども園で実施する実習
- (2) 幼稚園教諭免許状の取得を目的に認定こども園・幼稚園で実施する実習

## 4 実習生

- (1) 保育士資格の取得を目的に養成施設に在籍する学生
- (2) 幼稚園教諭免許状の取得を目的に養成施設に在籍する学生

## 5 保育実習・教育実習の申請に関する手続き

- (1) 原則、実習生が、直接、希望の教育・保育施設に電話等で連絡を取り、申し込む（必要な場合は高松市こども保育教育課が相談に応じる。）。
- (2) 希望の教育・保育施設の所長又は園長は、実習生を受け入れることにより、運営に支障が生じない場合、実習生に承諾する旨を伝える。
- (3) 養成施設等の長は、高松市長宛に「保育実習・教育実習承認申請書（様式第1号）」を作成し、高松市こども保育教育課に送付する。その際、返信用封筒を添えること（各養成施設の様式でも可。但し「高松市長宛」にし、麻しん及び風しん抗体確認の旨を記入のこと。）。
- (4) 市長は前項に規定する申請があったときは、実習の目的及び内容等が教育・保育施設で実施することが適当であるかを審査し、実習の可否を決定して、「保育実習・教育実習受入れ承諾書（様式第2号）」により、養成施設等の長に通知する。
- (5) 以上の手続きは実習前年度4月から実習年度7月末日までに行う。

## 6 実習の負担金

- (1) 実習にかかる費用として、養成施設等は、実習生1人につき1日当たり700円を負担しなければならない。但し、給食費は、実習生が実習施設に実費を支払わなければならない。
- (2) こども保育教育課は、実習年度10月末日までに、養成施設等に納入通知書を送付する。
- (3) 養成施設等は、納入通知書を受け取り後、負担金を実習年度12月28日（28日が土・日

曜日の場合は、その前日の平日)までに納付する。

- (4) 既納の実習費、給食費は、教育・保育施設の都合により実習を取り止めた場合を除き、返還しない。

## 7 実習にあたっての注意事項

- (1) 実習の時期、期間等は、原則として実習生の希望する時期、期間とするが、実習施設と協議のうえ、決定する。
- (2) 実習施設は、原則として実習生の希望する施設とするが、希望が集中した場合等、必要があれば、こども保育教育課が調整する。
- (3) 実習内容は、実習施設の通常業務の範囲内とする。
- (4) 勤務している者については、事業主等から実習についての了解を得ておくこととする。
- (5) 実習生は、麻しん及び風しんの抗体を有していることについて確認しておくこととする。抗体を有しているとは、「罹患歴がある」「予防接種をしている」「抗体検査で確認している」のいずれかである。
- (6) 保育実習の実習生は実習の1か月以内に一般細菌検査を受けておくこととする。内容は赤痢菌、サルモネラ菌、及び腸管出血性大腸菌とする。検査結果は実習施設の所長又は園長に提出する。
- (7) 実習生は個人情報の取扱いに留意するとともに、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。これは、実習終了後も同様とする。
- (8) 実習生は、実習施設の指導及び指示に従わなければならない。

## 8 実習の取消し、中止について

- (1) 実習生が申請後に辞退することがないようにすること。
- (2) 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習を取り消すことができる。
- ①この受入要領に違反したとき。
  - ②偽りその他不正の手段により決定を受けたと認められるとき。
  - ③前に掲げるもののほか、市長が決定を取り消す必要があると認められるとき。
- (3) 決定の取消しにより、決定の取消しを受けた者が損害を受けた場合であっても、本市はその賠償の責めを負わない。
- (4) 実習期間において、実習生に係る事故又は事件が発生した場合、養育施設等の長は誠実にその処理に当たらなければならない。
- (5) 市長は、実習生がこの受入要領に違反し、又は実習生としてふさわしくない行動があった場合は、実習を中止することができる。この場合、当該実習生が在籍する養成施設等にその旨を通知するものとする。
- (6) 実習期間内において、実習生が故意又は過失により本市又は第三者に損害を生じさせた場合は、実習生、養成施設等はそれぞれの過失に応じてその損害を賠償しなければならない。

## 9 実習についての問い合わせ及び申請書送付先

高松市 健康福祉局 こども保育教育課 保育実習・教育実習担当者 宛

所在地 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

電話 087-839-2368 FAX 087-839-2360